

概要版

第3回「保護林制度等に関する有識者会議」の概要について

1. 日時及び場所：

平成26年10月14日(火) 15:00 ~ 17:30

農林水産省本館7階 第3特別会議室

2. 議事

(1) 事例発表

諸外国の保護林制度について

(2) 保護林制度についてのこれまでの議論のまとめ

(3) 論点整理

論点3：復元の概念の導入

論点4：多様な環境の保全

論点5：個体群の持続的な保全

論点6：面積及び形状等

論点7：その他検討が必要な事項

事務局から説明等が行われ、委員からは次のような意見が出ました。

【論点3】

- ・復元に当たっては、目標とする森林生態系の設定が難しい、復元の技術的な手法が確立されていないという課題があるため、関係者間で目標を共有しつつ、モニタリングしながら、5から10年単位で何をやっていくか決めることとなる。来年からすぐに何か始めなければならないというものではない。
- ・復元という目標のもと、伐採された木材の利用はありうる。
- ・民有林との連携を図る上で利用の概念があった方がよい。
- ・復元の概念に科学的知見が追いついていないので、国民の理解を得るためには、将来の姿について、地域で合意形成を図り、モニタリングによる柔軟な対応を担保した手法を構築して行くべき。
- ・流域単位での復元を想定した場合、草地、湿地等さまざまな環境の復元を含むと考えられる。
- ・介在する人工林は復元の対象になると考えており、間伐等により復元を図っていく。
- ・復元を図る優先順位は、世界的な視点で選んで欲しい。日本では当たり前の森林が世界的に見ると珍しいこともある。
- ・復元を実行する者が、科学性・透明性を理解しつつ、かつてのような生物群集を復元し、設定地域の生物多様性を最大化するといった意識が必要。

【論点4】

- ・草地や湿地等の多様な生息環境について、成立原因を見極めた上で人為による管理を実施することが必要。
- ・草地や湿地等の伐採・攪乱等による人為的な管理の実施は、国民の同意が得にくいと思われるので、専門家の意見を踏まえた社会に対する丁寧な説明が必要。
- ・湿地等を流域単位で保存できない場合、湿地等の周囲を適切に管理することが必要。

【論点5】

- ・保護林以外の自然維持タイプの森林においても生物多様性を保全する役割がある。生物多様性を保全するためのネットワークの一部と考えても良いのではないか。

【論点6】

- ・形状や地形等で生物多様性を高めていくという考え方が必要。
- ・小さな保護林については、個体群の集合体として保全していく対応がある一方、単木のもの等、当てはまらない保護林は、施業上の配慮により管理することは可能。



【論点7】

- ・ 合理化、情報共有、情報の透明性を高めるために、生物多様性に関する各種委員会等を統合することは必要。年に複数回開催して欲しい。
- ・ 林学、生態学に関する委員のみでなく、木材を利用する需要側の委員も参画する必要。
- ・ 関係機関に対する情報共有・発信のために、本庁レベルでの委員会を設置してはどうか。
- ・ 一部の局では、保護林管理の検討会とモニタリングの検討会がそれぞれ独立しているため、モニタリング結果が管理にフィードバックされにくい仕組みとなっている。また、保護林の種類ごとにそのコンディションが把握できるよう、モニタリング調査マニュアルの改定が必要。
- ・ 林野庁職員が保護林制度をどのように位置づけ、国民に発信し、普及・啓発していくのかを考える必要。

以上